

固定資産税課税台帳の縦覧の実施

問 税務係（内線 1302・1303）

縦覧とは納税義務者が自分の所有する土地・家屋の評価額を他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。これにより自分の土地や家屋が適正に評価されているかを判断していただけます。ぜひこの機会にご自身の資産（土地・家屋）をご確認ください。

●期間 6月2日(月)まで

午前8時30分～午後5時15分

●場所 町民税務課税務係

●縦覧できる方 納税義務者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、成年後見人等

●持参するもの 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

●手数料 無料

※課税標準額が免税点未満の納税義務者及び償却資産の縦覧は対象外となります。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 まちづくり推進係（内線 2405）

●日時 5月28日(水)

午後1時～4時

●場所 川俣町役場 1階 相談室1

●対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方

●その他 要予約(024-925-0811) 相談費用無料。また、雇用保険受給者には利用証明書を発行します。

求職者支援訓練のご案内

問 まちづくり推進係（内線 2405）

ハローワーク福島では再就職へのステップとして職業訓練によるスキルアップの提案、就職支援を行っています。再就職を目指す方、休業中の方など、それぞれ利用しやすいコース・給付金制度があります。

かわまたオレンジカフェ開催のお知らせ

問 地域福祉係（内線 1402）

ご自宅でご家族の介護をしている方。頑張っているのに思うようにいかないことはありませんか？

オレンジカフェは「誰かに話を聞いて欲しい」「介護の悩みを相談したい」など介護している方の不安や悩みを話し合ったり、介護や支援に関する情報交換ができる場所です。

参加者同士のお話だけでなく、経験者や専門職からも介護のアドバイスを聞くこともできます。お気軽に足を運んでみませんか？お待ちしております。

●日時 5月22日(木)

午前10時～正午

●場所 まちなかサロンはなさんしょファズ川俣店2階)

●参加費 無料



アルコール家族教室開催

問 地域福祉係（内線 1404）

●日時 5月29日(木)

午後1時30分～3時30分

●場所 県北保健福祉事務所 2階大会議室（福島市御山町8番30号）

●参加方法 電話により下記までお申し込みください。初めて参加される方は事前に個別面談を行いますので、早めにご連絡ください。

●お申し込み・問い合わせ先 福島県県北保健福祉事務所障がい者支援チーム (Tel 534-4300)

第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画を策定

問 子育て支援係（内線 2302）

本町では、これまで「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきましたが、この計画が令和6年度末で終了したことから、新たに令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本町で子育てするすべての方が質の高い幼児期の教育・保育を受けることができるよう、町民・地域・企業・行政など町全体で子育てを支え「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」をめざした計画です。詳細は町HPに掲載しておりますのでご覧ください。



5月のスポーツ教室のご案内

お問い合わせ先 川俣町体育館 Tel 024-565-3931

NPO 法人かわまたスポーツクラブに委託して次のスポーツ教室を開催します。参加には事前申し込みが必要になります。

教室名	日時	場所	対象者
トレーニング教室	5月10日(土) 午前10時～、21日(水) 午後7時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
スポーツウエルネス吹矢	5月12日(月)、19日(月)、26日(月) 午前10時～	町体育館	町内在住・在勤者の どなたでも参加可
ランナーズクラブ	5月10日(土)、17日(土) 午前9時30分～	町体育館	
老若男女でポッチャ	5月15日(木)、29日(木) 午後1時～	町体育館	
芸能伝承 盆踊り教室	5月20日(火) 午後7時～	本町コミュニティ活動センター	
ヨガ教室	5月19日(月) 午後1時30分～	町体育館	
ニュースポーツ教室	5月9日(金)、23日(金) 午前10時～	町体育館	
楽楽健康体操教室	5月23日(金) 午後1時30分～	町体育館	
みんな楽しく歩こう	5月16日(金) 午前9時～	町体育館	



行政

ふくしまぐらし支援事業 (多様な就農者への支援)

問 農業振興係 (内線 1503)

多様な新規就農者の就農直後の所得を確保するための資金を交付します。

●対象者 以下の①～⑥の要件をいずれも満たす方。

①認定新規就農者以外の新規就農者であること

②独立・自営就農であること

③現実性の高い就農計画を作成していること

④前年の世帯所得が 600 万円以下であること

⑤ 50 歳以上 65 歳未満の場合は、農業従事日数が年間 150 日以上かつ地域計画に位置付けられていること又は位置付けられることが確実であること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
⑥ 50 歳未満の場合は、農業従事日数が年間 60 日以上かつ農産物販売金額 50 万円以上を目指すこと。

●補助率 定額 (上限額 50 万円/人 (世帯) かつ 100 万円/町)
※採択の詳細、要望調査の時期については、農業振興係までお問い合わせください。申請者数により、補助額に変動があります。

情報公開制度の運用状況

問 文書広報係 (内線 1104)

川俣町情報公開条例第 35 条に基づき、令和 6 年度の運用状況をお知らせいたします。

●公文書開示請求等の状況 11 件

●請求件数の請求権者別内訳

○町内に住所を有する方…1 件

○町外に住所を有する方…10 件

●決定等の状況

○開示…5 件

○不開示…0 件

○一部開示…6 件

●不服申立の件数 なし

個人情報保護制度の運用状況

問 文書広報係 (内線 1104)

川俣町個人情報保護条例第 30 条に基づき、令和 6 年度の運用状況をお知らせいたします。

●情報開示請求等の状況 0 件

今月の行政相談

問 文書広報係 (内線 1104)

●日時 5 月 13 日 (火)

午後 1 時 30 分～4 時

●場所 川俣町役場 1 階 相談室 1
※斎藤幸子相談委員 (Tel 566-4020) 丹野雅直相談委員 (Tel 566-4830) の電話でも受け付けています。

身体等に障がいのある方の軽自動車税種別割の減免

問 税務係 (内線 1302・1303)

身体等に障がいのある方が軽自動車を所有している場合、一定の条件に該当すれば、軽自動車税種別割が減免になります。標記担当まで申請してください。※複数台所有の場合は、1 台に限り減免となります (普通乗用車も含む)。

●持参するもの

①身体障がい者等の手帳

②運転免許証

③自動車検査証の写し

※電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項の写し」も含む

●申請期限 5 月 26 日 (月) まで

福祉車両等に係る自動車税種別割の減免申請期限

問 県北地方振興局県税部 (521-2702)

福祉車両等に係る減免申請の受付は、4 月 1 日から行っております。また、5 月 26 日を過ぎた場合は、受付ができないため減免の対象となりません。

お手続きの際は、混雑が予想されますので余裕を持って、窓口の分散利用・混雑緩和に皆様の御協力をお願いします。

障がい者に係る自動車税種別割の減免申請期限

問 県北地方振興局県税部 (521-2702)

障がい者に係る減免申請の受付は、4 月 1 日から行っております。

また、6 月 2 日を過ぎた場合は、申請月の翌月から月割りで減免となり、申請月までの月割り分の税額は納めていただく必要があります。

自動車税種別割の納期限は 6 月 2 日 (月) まで

問 県北地方振興局県税部 (521-2702)

令和 7 年度の自動車税種別割納税通知書は 5 月 9 日 (金) に発送予定ですので、納期限までの納付をお願いします。なお、届くまでに 10 日程要する場合がありますので、ご留意願います。

また、自動車を譲渡したとき、使用しなくなったとき、または住所を移転した際は早めに最寄りの運輸支局等で手続きをしましょう。

●問い合わせ先

○自動車税全般に関すること
福島県県北地方振興局県税部 課税第二課 自動車税チーム
Tel 024-521-2702

○登録手続きについて

東北運輸局福島運輸支局

Tel 050-5540-2015 (登録部門)

令和 7 年 5 月 1 日から

気温や業務内容に応じた服装による執務の実施

問 総務係 (内線 1102)

川俣町では、これまで 5 月から 10 月の間はクールビズ期間としてノーネクタイにより執務を実施しておりましたが、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することから、本年 5 月から通年でノーネクタイやノージャケット、動きやすいスニーカーなどで執務の実施を行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。